

議第 1561 号

小松都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(石川県決定) (小松都市計画区域マスタープラン)

都市計画区域の再編に伴い、小松都市計画区域の区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針、主要な都市計画の決定等の方針を変更する。

理 由

小松能美都市計画区域では、平成 16 年 5 月に都市計画区域マスタープランを決定し、これに即して具体的な都市計画決定を行ってきた。

平成 17 年 2 月に根上町、寺井町及び辰口町が合併し能美市となったことから、能美市を一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、これまでの小松能美都市計画区域を変更し、平成 25 年 8 月に小松都市計画区域及び能美都市計画区域とした。

今般、区域再編に伴い、小松能美都市計画区域マスタープランを小松都市計画区域マスタープランに変更するものである。

なお、能美都市計画区域マスタープランについては平成 25 年 8 月に変更済である。

小松都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

(小松都市計画区域マスターplan)

小松能美都市計画の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を、小松都市計画の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とし、次のように変更する。

本方針は、小松都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

| 都市計画区域名 | 市町村名 | 範 囲 | 面 積 |
|----------|------|---------|-----------|
| 小松都市計画区域 | 小松市 | 行政区域の一部 | 12, 759ha |

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

小松都市計画区域は、「水と緑豊かな環境に囲まれ、伝統文化に彩られた、質の高い居住環境を創出するものづくりのまち・こまつ」の実現に向けて、次の基本理念に基づき、住民と行政が一体となり、世界とつながり、未来へ新たな展望をもって成長する都市づくりを行う。

① コンパクトな都市づくりとネットワークの形成

中心市街地への都市機能の集積と市街地近郊等での計画的な市街地整備により、活力ある地域づくりと優良農地の保全とのバランスのとれた、効率的な都市づくりを進める。

県内の各都市をはじめ、本都市計画区域内の産業拠点、交通結節拠点である小松空港、小松駅、粟津駅を結び、地域間交流を支援する交通ネットワークを形成する。

② 中心市街地の再整備による都市全体の活性化

都市全体における活性化の起爆剤的な役割を担うために中心市街地の機能の充実強化を図るとともに、商業機能や歴史・文化的財産を活かした都市の顔としての拠点性を高める。

地域コミュニティの再構築とともに、住民が安心して社会生活を営むことができるよう防犯・防災対策やバリアフリー等に対応したまちなか居住基盤の再構築を図る。

③ 豊かな産業を背景に活力と躍動感にあふれる都市

小松市の持つ地理的な優位性を最大限に活用し、温泉地、工業団地等の産業拠点の整備、充実を図り、活力と躍動感にあふれる都市づくりを展開する。

また、新たな産業づくりとして、農林水産物の生産から加工・販売まで一体的に取り組む第6次産業の取組みを積極的に支援する。

④ 心あたたまる福祉や生活環境が整った快適で安全な都市

生涯にわたる医療、福祉、教育、健康づくりを通じた、豊かな心や暮らしが広がる地域社会の創造、総合的な雨水排水対策の強化、避難地・避難路の確保や建築物の耐震化促進、市街地の再編などによる防災性の向上に努め、住民が安心して暮らせる快適で安全な都市づくりを目指す。

⑤ 水や緑に恵まれた自然環境と歴史文化を活用した個性ある景観の創出

城下町等に残る歴史的なまちなみや、水と緑の豊かな自然環境とその景観の保全、活用、市民共有の資産である白山眺望景観の保全を市民協働で行うことにより、自然と歴史と人に美しさが磨かれる都市づくりを展開する。

また、ごみの減量化やリサイクルの推進、クリーンエネルギーの導入促進などにより、環境にやさしい循環型都市づくりを推進する。

⑥ 参加と協働によるまちづくり

住民と行政が協働できる体制づくりの確立により、住民主体の活気ある都市づくりを推進する。

(2) 地域毎の市街地像

小松駅一帯に配置する都市拠点を中心としたまとまりのある市街地の形成を図るとともに、都市拠点と金沢・白山方面、能美・野々市方面、白山麓・岐阜県方面、加賀・福井県方面を連携する都市連携軸を位置付け、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

a 商業・業務ゾーン

小松駅周辺及び中環状道路沿線は、南加賀地域の都市的機能集積の中核と位置付け、商業・業務拠点としての個性的な誘客空間の形成と新たな情報・文化・交流等の発信機能の創生を目指す。

また、栗津駅周辺は、周辺市街地の中心として、近隣商業地として位置づけ、地域の生活拠点として、商店舗の集積や生活サービス機能の充実を図る。

小松市役所周辺は、公共サービス拠点として、多様な行政・公益ニーズに効率的に応えうる拠点整備を目指す。

栗津温泉等においては、伝統的な歴史・文化特性を継承し、魅力ある観光資源を集積した交流拠点の整備を推進する。

幹線道路の沿道は、今後も商業施設の進出が続くと想定される地区であり、沿道型の商業サービス施設の集積や景観的な配慮、周囲の住環境との調和を図るとともに安全性を確保する。

b 居住ゾーン

既成市街地における住・工混在地区については、ある程度の用途混在を許容しながら、コミュニティ等を重視し、地域特性を活かした住環境整備等を促進する。

土地区画整理事業等により整備された良好な住宅地では、地区計画等の活用により、今後ともうるおいに満ちた建物用途の混在のない良好な居住環境の維持・向上に努める。

c 工業ゾーン

小松工業団地や南部工業団地、東部産業振興団地及びその周辺に工業地を配置し、周辺環境に十分配慮しつつ、基盤整備と施設誘致に努め、工業ゾーンとしての環境形成を図る。その他の既存の工業地については、地場産業の育成を図りつつ、混在する住宅への影響を考慮しながら、工業地としての維持を図る。

その他新たな工業地については、既存工業団地周辺及び工業団地と連携を図れる幹線道路沿線での確保を検討し、本都市計画区域の活力を支える場として充実に努める。

② 農業ゾーン

生産性の高い優良農地、自然環境・防災上重要な農地は、都市的開発を抑制して積極的に保全するとともに、点在する集落地において住環境整備を行い、魅力ある農村集落の形成を図る。

③ 自然保全ゾーン

海岸部の樹林地や都市計画区域東側一帯の丘陵部は、緑豊かな空間であり、特徴的な景観資源である日本海や梯川、木場潟や白山等との一体的な景観形成に努めるとともに、里山や生物多様性の保全を図る。

2) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、今後とも引き続き市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定める。なお、区域区分を定めるとした根拠は以下の通りである。

本区域は、D I D（人口集中地区）を有し、過去10年間の人口は横ばいであり、今後、定住促進施策による一定の人口増は見込まれるもの、都市計画区域全体としての人口はゆるやかに減少していくことが予測されるが、近年の核家族化、世帯分離による世帯数の増加等により、一定の郊外部への市街地開発圧力は依然、存在し、計画的な住宅地の配置が必要であると考えられる。

産業について、工業出荷額・小売販売額は一定の増加が見込まれ、工業・商業とともに土地区画整理事業等による企業誘致を推進していることから、計画的な産業基盤の配置が必要であると考えられる。

これを受け、本区域ではこれまで区域区分を定めており、今後も、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、これまでどおり区域区分を定める。

(2) 区域区分の方針

① おおむねの人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次の通り想定する。

| 年 次 | 平成 17 年 | 平成 32 年 |
|----------|---------|---------|
| 都市計画区域人口 | 104 千人 | 103 千人 |
| 市街化区域内人口 | 70 千人 | 68 千人 |

注1) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

② 産業の規模

本都市計画区域の将来におけるおおむねの産業の規模を次の通り想定する。

| 年 次 | 平成 17 年 | 平成 32 年 |
|------|---------|------------|
| 生産規模 | 工業出荷額 | 約 4,777 億円 |
| | 卸小売販売額 | 約 2,472 億円 |
| | うち小売販売額 | 約 1,196 億円 |
| 就業者数 | 第1次産業 | 約 1.4 千人 |
| | 第2次産業 | 約 21.9 千人 |
| | 第3次産業 | 約 33.5 千人 |
| | 計 | 約 56.8 千人 |

注1) 工業出荷額の平成 17 年値は、平成 22 年の値

注2) 卸小売販売額、小売販売額の平成 17 年値は、平成 19 年の値

③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、現在市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次の通り想定する。

| | |
|---------|-------------------------|
| 年 次 | 平成 32 年 (基準年の 10 年後) |
| 市街化区域面積 | 約 2,229ha |

ただし、市街化区域は、人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

3) 主要な都市計画の決定等の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定等の方針

① 主要用途の配置の方針

(業務地)

南加賀地域の中心都市としての都市機能の充実強化を図るため、小松市役所周辺地区、ならびに本区域の玄関口となる小松駅周辺を業務地として位置づけ、業務機能の充実を図る。

(商業地)

ア) 中心商業地

小松駅を中心とした中環状道路周辺一帯を中心商業地として位置づけている。このため、旧来からの中心市街地に加え、小松駅周辺、中環状道路沿線の新しい市街地それぞれの特性を活かし公共交通の充実による相互連携を図り、商業機能の集積を図る。中でも旧来からの中心市街地は、高齢社会の進展に伴う交通弱者の増加を見据え、ハード・ソフト両面からの商業環境の魅力向上により、まちなかの賑わい再生を図る。

イ) 一般商業地

小松市の中心商店街外縁部から続く地域を一般商業地として配置し、固有の文化や歴史的景観に配慮した魅力ある商店街の整備を図り、粟津駅東周辺等の商業地は、地域商業機能の充実・強化を図る。

一般国道 305 号 ((都) 国道線) 沿い、主要地方道金沢美川小松線 ((都) 高坂城南線) と一般国道 360 号 ((都) 空港軽海線)、主要地方道寺畠小松線 ((都) 小松インター八里線) の沿線をはじめとする幹線道路沿線については、周辺住宅地との調和に配慮しつつ、交通利便性を活かした、沿道サービス施設等を中心とした計画的な土地利用を推進し、平面町周辺地区においては生活利便性の向上に資する商業地として商業機能の充実に努める。

一般国道 8 号の主要なインターチェンジ付近については、周辺環境や景観との調和を図りながら、モータリゼーションに対応した必要最小限の土地利用を許容する。

ウ) 観光交流地

粟津温泉や安宅地区は、歴史・文化特性を継承しつつ、観光交流の拠点としての顔づくりや街並み修景、歩行環境の整備充実を図る。

また、小松運動公園、スカイパーク、木場潟周辺、及び八幡温泉周辺は、スポーツ・レジャー・健康増進地区として、周辺の自然環境を活かした施設の整備・充実を図る。

(工業地)

ア) 既存の工業地

小松工業団地、南部工業団地及び東部産業振興団地、近年整備した串工業団地、矢田野工業団地とこれらの周辺に工業地を配置し、基盤整備と施設誘致に努める。

また、須天・串茶屋・今江地区、下栗津地区、島地区、島田町、園町、八幡町については、既に立地する地場産業の育成を図りつつ、混在する住宅への影響を考慮しながら工業地として維持を図る。

イ) 新工業地

既存工業団地周辺及び工業団地と連携を図る幹線道路沿線については、先端産業の事業拡張及び地場産業の振興のため、工業地として整備拡充を図る。

(流通業務地)

小松空港及び小松インターチェンジの周辺に流通業務地を配置し、北陸自動車道小松インターチェンジ及び安宅スマートインターチェンジの広域交通機能を活用し、流通業務機能の拡充を図る。

(住宅地)

ア) 既成の住宅地

既成の住宅地については、今後も地域住民が快適に住み続けることができるよう、住居環境の保全・向上、各種融資・助成制度の周知などにより未利用地を有効に活用し、まちなか居住の促進を図る。

小松駅の中心部周辺や栗津駅周辺の既成市街地の住宅地は、職・住近接型の住環境の整備、保全に努めるほか、計画的に開発整備された住宅地や土地区画整理事業の面整備によって良好な居住環境を形成している地区については、良好な住宅地の形成を図るものとし、緑化の推進や敷地の細分化を防止し、ゆとりある歩行者空間の確保等により、良好な環境の維持に努める。

また、既成市街地の中心部及び安宅町等の歴史的街並みが残る地区については、都市防災に配慮しつつ居住環境の改善と景観形成に努める。

北陸新幹線沿線は、新幹線の騒音・振動等の環境状態を把握し、必要に応じて適切な環境保全対策を講じるものとする。

イ) 新たに開発すべき住宅地

市街化区域に囲まれた市街化調整区域となっている地区や既成市街地縁辺部においては、今後の宅地需要を勘案しつつ、土地区画整理事業等により良好な環境の住宅地を整備する。

なお、小松空港周辺地区及び北陸新幹線沿線は、航空機や新幹線の騒音、飛行の安全等を考慮し、基本的には、市街化を抑制し保全するものとする。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

(商業業務地)

当該都市の中心核として育成を図る中心商業地及び業務地は、高密度地区として、土地の高度利用を図る。

(住宅地)

住宅地は、良好な居住環境を図るため、低層低密な独立住宅を配置することを基本とするが、小松駅に近接する交通の利便性の高い地区については、中高層住宅を配置し土地の高度利用を図る。

また、市街地内の未利用地の積極的な活用や空地、空家の有効利用を図る。

③ 市街地における住宅建設の方針

都市の中心部においては、公共施設が整備されているという中心市街地の利便性を活かした住宅建設や定住支援制度によって定住人口を確保し、まちなか居住の推進を図る。

また、小松らしい歴史的街並みの維持保全や継承、近代的な景観の創出のため、景観条例に基づく良好な街並みの形成を推進する。

④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

小松駅周辺では、歴史・文化の香り高い都心交流地としての整備や、大交流時代に対応した南加賀地域の拠点性を高めるための施設整備を図るなど、土地の高度・有効利用を促進し、賑わい交流空間の創出に努める。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

住宅地と工業地が混在している準工業地域については、用途混在ができるだけ解消し、道路・公園・下水道等の基盤整備の充実に努め住環境の向上に努める。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

木造老朽家屋が密集して防災上危険な地域については、細分化された土地利用の統合、建物の耐震化や不燃化等による市街地の防災構造化、道路・広場・公園などの円滑な避難を支える公共施設の整備などを総合的に行い、災害に強く安全で快適な都市環境を創出する。

d 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地周辺の良好な環境保全を図るため、丘陵や樹林地の無秩序な開発を防止する一方で、身近な自然として有効利用を行う。

⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

市街化調整区域は原則として市街化を抑制すべき区域であり、土地利用については、次の方針に基づいて行う。

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街化調整区域では、集団的優良農地の大半は既に圃場整備事業を実施しており、これらの大型圃場については、今後とも農用地として整備保全を図る。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

河川からの溢水、内水湛水、津波、がけ崩れなどの土砂災害その他の災害の危険性が高い地域においては、市街化を抑制するとともに、流域における保水・貯水機能を確保した都市づくりに努める。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

海岸線に存する良好な樹林地は、保安林として今後とも保全に努めるほか、東部から南部に広がる丘陵地は、都市環境、都市景観上重要な自然地であり、全体的な開発計画との調整を図りつつ原則として保全を図る。

なお、小松空港周辺地区は、航空機の騒音、飛行の安全等を考慮し、基本的には、市街化を抑制し保全するものとする。また、北陸新幹線沿線は、新幹線の騒音・振動等の環境の状態を把握し、必要に応じて適切な環境保全対策を講じるものとする。

d 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

集落地、田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

計画的な市街地整備の必要のある区域については、土地区画整理事業等の計画的市街地整備の実施が確実になった段階で、農林漁業等との必要な調整を行い、保留フレームの範囲内において市街化区域への編入を検討する。

基幹的な広域幹線道路周辺については、周辺環境や景観との調和を図りながらモータリゼーションに対応した郊外型の土地利用を許容する。

既存集落の活力向上やコミュニティ維持を図る観点から、市街化区域縁辺部や幹線道路沿線及び既存集落の周辺の市街化調整区域において、市街化調整区域の性格を変えない範囲で、地区計画や条例により住宅等一定の建築物の立地を許容する。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定等の方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

全国との玄関口となる小松空港、小松駅、北陸自動車道小松インターチェンジ、安宅スマートインターチェンジといった広域交通結節拠点の充実を図ることで、鉄道、航空機、バスなどの公共交通機関の総合的な機能向上を積極的に進める。

北陸新幹線開業に備え小松駅のターミナル機能を強化するとともに、鉄道・空港の連携や二次交通との利便性の向上を図る。

東海北陸自動車道への連絡道路となる地域高規格道路の小松白川連絡道路をはじめ、交通結節拠点と各市町を連絡する幹線道路、市街地における通過交通の流入抑制と交通の円滑化を図る環状幹線道路など、本都市計画区域の骨格を成す幹線道路の充実を図る。

補助幹線道路等によるネットワークを確立して、まちなかにおける安全性と利便性を確保するとともに、良好な都市景観と自動車・歩行者空間の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

(道路)

一般国道8号((都)寺井加賀線)、一般国道305号((都)国道線)、主要地方道金沢美川小松線((都)高坂城南線)、加賀産業開発道路(主要地方道金沢小松線)を広域幹線道路として配置し、これらを南北軸として整備の促進や機能維持を図る。

小松空港、小松駅、小松インターチェンジ等の交通結節点や広域幹線道路に至る幹線道路として、一般国道360号((都)空港軽海線)、主要地方道金沢小松線・小松鶴来線((都)空港東山線)を広域幹線道路として配置し、これらを東西軸として機能維持を図る。

また、市街地の通過交通を分散させ、市街地周辺交通の円滑化を図るため、外環状道路や中環状道路を配置するほか、小松インターチェンジと粟津温泉を連絡する南加賀道路、中環状道路と一般国道8号を連絡する(都)幸八幡線、(都)根上小松線の整備を推進し、交通ネットワークの強化を図る。

まちなかにおいては、(都)小松駅前線、(都)粟津街なか線のように街路整備と合わせて沿道のまちなみを一体的に整備することにより、歩行者等の回遊性を高め、沿道商店街の賑わいの創出を図る。

(駐車場)

駐車場整備計画の策定を図り、駅など交通結節点周辺での必要な駐車場整備に努める。

また、駅前周辺での放置自転車をなくすため、自転車駐車場の効率的配置等自転車放置対策を進める。

(空港)

小松空港の国際化を促進し、日本海側の拠点空港としての輸送量増加に対処するため、空港機能の充実を図る。

c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的に基準年の平成 22 年からおおむね 10 年以内に整備(着手を含む)することを予定する主要な施設は次の通りである。

| | 名 称 | 整備内容等 |
|--------|----------------------|-------|
| 3・3・2 | 寺井加賀線 (一般国道 8 号) | 全部 |
| 3・4・5 | 根上小松線 (一般県道小松根上線) | 一部 |
| 3・4・25 | 幸八幡線 | 一部 |
| 7・7・1 | 栗津街なか線 | 全部 |

② 下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等、本都市計画区域の生活環境の向上を図り、併せて水資源の確保、自然環境の保全等、広域的な公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業や特定環境保全公共下水道事業による整備を行う。

公共下水道事業以外の区域では、農業集落排水事業等による整備と合併処理浄化槽等の普及に努める。

(河川)

梯川等の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命財産を守るために安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出する。

また、河川等の整備状況との整合を図りながら、速やかに内水を排除するためのポンプ増強や水路を改修し、雨水排水対策を推進する。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道の整備は、基準年の平成 22 年からおおむね 10 年後において進捗率約 80% を目標とする。また、20 年後には進捗率 100% を目標とする。

b 主要な施設の配置の方針

(下水道)

加賀沿岸流域下水道については、梯川右岸地区に配置し、梯川処理区（約 819ha）における広域的な下水道整備を推進する。小松市公共下水道は、梯川左岸地区に配置し、現在整備を進めている中央処理区（約 2,615ha）の整備を促進する。

c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的に基準年の平成 22 年からおおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する施設は、次の通りである。

| 種 别 | 名 称 |
|-----|-------------------------------------|
| 下水道 | 梯川処理区（加賀沿岸流域下水道） 中央処理区（小松市公共下水道） |

③ その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

最終処分量を削減するために、施設の適正な維持管理や廃棄物の減量化、再使用、再生利用を促進する。

(その他の都市施設)

供給処理、医療福祉、教育等の都市施設については、必要に応じて都市計画に定め、周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

① 主要な市街地開発事業の決定等の方針

自然と調和したコンパクトなまちづくりを目指し、市街化区域の農地など未用地のうち、工業・商業系にあるものは企業の誘致を積極的に行い、土地の有効利用を図るとともに、住宅系にあるものは土地区画整理事業等による面整備を促進するなど、地域特性に応じた機能的かつ効率的な市街地整備やまちなか定住の促進に努める。

なお、既成市街地では、空家の有効活用を図りながら、誰もが安全で安心して暮らせる生活空間の整備を図り、市街地の無秩序な拡大を抑制する。

また、土地区画整理事業等により整備が実施されている沖周辺地区は、広域商業機能の立地促進と住宅地を整備し、市全体の活力増進と賑わいの創出を目指し南加賀地域の拠点にふさわしい商業地の形成を図る。

さらに、栗津駅西地区においては、土地区画整理事業により、計画的な市街地整備を図り、公共交通の利便性の高い良好な住環境整備を図る。

② 市街地整備の目標

本都市計画区域において、優先的に基準年の平成22年からおおむね10年以内に整備（着手を含む）することを予定する市街地開発事業は次の通りである。

| 整備手法 | 地区名 |
|----------|-----------------|
| 土地区画整理事業 | 沖周辺地区 栗津駅西地区 |
| | |

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定等の方針

a 基本方針

ア) 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は、加賀平野のほぼ中央に位置し、東は緑豊かな丘陵地、西は日本海、中央には梯川が流れている。

(水と緑のネットワークの形成)

梯川や前川、木場潟をはじめとする豊富な水空間、並びに東部丘陵、海浜地帯の樹林地に代表される快適な都市環境を保つため、これらオープンスペースの水と緑のネットワーク形成に努めるとともに、良好な自然環境が保全されるように官民一体となった美化運動を推進する。

(里山の保全と活用)

東部丘陵地の緑は、市街地の「ふちどり」を象徴する里山となっており、無秩序な開発を抑制するとともに里山機能の保全再生に努める。また、里山等のレクリエーション地としての活用や都市的開発にあたっては、周辺環境との調和を図るとともに、市街地等からの眺望にも配慮する。

イ) 緑地の確保目標水準

(緑地の確保目標水準)

| | 緑地の確保目標量 (平成 32 年) | 市街化区域 に対する割合 | 都市計画区域 に対する割合 |
|---------------|-----------------------|-----------------|------------------|
| 緑地の 確保目標水準 | 4, 286ha | 約 9% | 約 34% |

(都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標量)

| 年 次 | 平成 22 年 | 平成 32 年 |
|------------------------|------------------------|---------------------|
| 都市計画区域人口 1 人当りの目標水準 | 12. 6m ² ／人 | 20m ² ／人 |

(「小松市緑の基本計画」より)

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統の配置方針

海岸線沿い一体の保安林や市街地内の社寺林・用水などの貴重な現存緑地などは、身近な動植物の生息地としての保全に努める。

市街化調整区域においては、都市の外郭を構成している東部丘陵地、海浜樹林地及び河川緑地をもって、都市の骨格を形成させ、調和のとれた都市環境の保全に努める。

イ) レクリエーション系統の配置方針

東部丘陵地と梯川・前川、木場潟、日本海の沿岸により構成される緑の骨格を活かして、小松運動公園、木場潟公園、スカイパーク、安宅公園などの都市基幹公園等を計画的に配置し、都市の総合レクリエーションの充足に努める。

また、海岸、河川緑地、道路を活用した緑地・緑道の整備を積極的に進め、「水と緑のネットワーク」の形成に努める。

ウ) 防災系統の配置方針

市街地の防火帯としての河川緑地、小松空港周辺の緩衝樹林地である小松空港周辺緑地、並びに風害・塩害防止帶としての海浜樹林地をそれぞれ適正に配置し、都市防災に努める。

洪水・土砂災害などのハザードマップ等の周知を図るとともに、津波ハザードマップの検討・策定に併せて避難地の見直しを検討する。

また、災害時の避難地、避難路として、公園・緑地の適正な配置に努める。

エ) 景観構成系統の配置方針

都市の輪郭を形成する海浜樹林地、東部丘陵地の樹林地、及び自然のままの姿で残る木場潟は、郷土景観を構成する貴重な緑地空間であることから、積極的に保全する。

自然景観の眺望として、木場潟から望む美しい白山眺望景観を積極的に保全する。

また、社寺林や広がりのある農地、河川沿いの緑地についても保全し、うるおいのある景観づくりに努める。

市街地では、公園・緑地の整備をはじめ、街路樹等による道路緑化や植栽や前庭緑化等による公共施設、民有地の緑化等により、緑豊かな市街地景観の形成に努める。

c 実現のための具体的な都市計画制度の方針

公園緑地等の配置方針

| 公園緑地等の種別 | | 配 置 方 針 |
|-----------|---------|--|
| 住区基幹公園 | 街区公園 | 街区や近隣、徒歩圏内に居住する人が容易に利用することができる公園を配置して整備・拡充を図る。 |
| | 近隣公園 | |
| 都市基幹公園 | 総合公園 | 歴史資源を活かした芦城公園や小松運動公園の整備・拡充を図るとともに、利用者が容易に利用できるように配置する。 |
| | 運動公園 | |
| その他の公園緑地等 | その他の公園 | 木場潟の自然環境を活かしたレクリエーション拠点としての木場潟公園の整備・拡充を図る。 |
| | 緑地等 | また、歴史文化を活かした安宅公園や市街地に潤いを与える末広緑地等について、利用者が容易に利用できるように機能充実を図る。 |
| | 公共施設緑地等 | |

d 主要な緑地の確保目標

基準年の平成 22 年からおおむね 10 年以内に整備（着手を含む）予定の主要な公園等の公共空地

| 種 别 | 名 称 |
|------|--------|
| 運動公園 | 小松運動公園 |
| 広域公園 | 木場潟公園 |